

東大和市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の旅費に関する条例（昭和38年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。